$\overline{}$
傍
線
部
分
IJ
は
修
正
部
$\triangle$
分
\ /

	「住糸音グリイコ音グ
修正後	修正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に	囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条(附則	一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条(附則
第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条	第二十条第一項に係る部分に限る。)、第二十七条、第二十九条
(第一号に係る部分に限る。)、第三十条(第四号を除く。)、第	(第一号に係る部分に限る。)、第三十条(第四号を除く。)、第
三十一条 (附則第二十九条第一号及び第三十条 (第四号を除く。)	三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号を除く。)
に係る部分に限る。)、第四十条及び第四十一条の規定 公布の	に係る部分に限る。)及び第四十条の規定(公布の日)
日	
二・三(略)	二・三(略)
第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可	第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可
を受けている特定電気事業者(以下「旧特定電気事業者」という。)	を受けている特定電気事業者(以下「旧特定電気事業者」という。)
は、施行日に特定送配電事業(新電気事業法第二条第一項第十二	は、施行日に特定送配電事業(新電気事業法第二条第一項第十二
号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。)につい	号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。)につい
て新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売	て新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売

適用し う。 三第三項から第六項まで及び第二十七条の十七第二項の規定は 気事業法第二十七条の二十七第一 供 ものとみなす。 に 五. 該当するものは 0) 給 以下同じ。)を行うことについて新電気事業法第二十七条の十 登録を受けたものとみなし、 ない。 電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をい この場合において、 施行日に発電事業について同項 項の規定により届出をすべき者 旧特定電気事業者であって新電 新電気事業法第二十七条の十 の届出をした

2 5 略

離 島供 給に係る約 款 の届出等に関する経過措置

## 第十一 条 略

2 対し、 0 とができる。 V 経済産業大臣は、 ず 相当の れ かに該当しないと認めるときは、 期限 を定め、 前 !項の規定による届出をした約款が次の各号 当該約款を変更すべきことを命ずるこ 当 該 般 電気事業者に

事業者 第三号イ及び口において同じ。)により行われると見込まれる小 事業者をいう。 料金の (新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気 水準がその供給区域 附則第二十三条第四項並びに第四十一条第二項 (離島を除く。) に おいて小売電気

> う。 供給 なす。 るものは、 第二十七条の二十七第 を受けたものとみなし、 同じ。)を行うことについて新電気事業法第二十七条の十五 から第六項まで及び第二十七条の十七第二項の規定は、 附則第十 (新電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給 この場合において、 施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみ 一条第二項第一号及び第十六条第一項各号において 項 旧特定電気事業者であって新電気事業 新電気事業法第二十七条の十三第三項 の規定により届出をすべき者に該当 適用しな 0 登 を 法 録

\ <u>`</u>

2 5

略

## 第 十一 略

、離島供給に係る約

款の

届出等に関する経過措置

2 対し、 とができる。 0) 経済産業大臣は、 V ず 相当の れかに該当し 期 限を定め、 ないと認めるときは、 前項の規定による届出をした約款が 当該約款を変更すべきことを命ずるこ 当該一 般電気事業者に 次の各 뭉

われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のも 事業者をいう。 事 業者 料金の水準がその供給区域 (新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電 附則第二十三条第四項において同じ。) により (離島を除く。) において小売電 行  $\mathcal{O}$ 気 気

売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 5 五 (略)

(略)

(検討等)

3 6

第四十一条 政府は、電気事業を営む者の間の実質的に対等な条件

会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受 という観点から、 の下での競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図る 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、 その

に検討を加え、 ける権利を与えるための措置について、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす その廃止に向けて速やか

る。

2 政府は、 電気事業法の一 部を改正する法律 (平成二十五年法律

第七十四号) 附則第十一条第六項の定めるところにより電気事業

の規制に関する事務をつかさどる行政組織を新たな行政 号及び第二号において「新組織」という。) に移行させるに当た 組

っては 次に掲げる事項を踏まえるものとする。

であること。

二 5 五 (略)

3 6 (略)

(検討)

第四十一条 政府は、 中立性確保措置 (電気事業法の 部を改正 す

る法律 (平成二十五年法律第七十四号) 附則第十一条第 項第二

号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離 (同条第二項に

規定する法的分離をいう。)によって実施する場合には、

電気の安

定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないよう

にしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通

じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、 電気事業を営

在り方について検討を加え、 に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置 む者たる会社の社債権者に、 その会社の財産について他の債: その結果に基づいて必要な措置を講

権者

 $\mathcal{O}$ 

(新設 ずるものとする。

- 政委員会とするものとすること。 新組織は、独立性及び高度の専門性を確保するため、独立行
- 市場の監視に関する事項を主たる事務とするものとし、電気事業への参入の促進を含め、これらの市場における電気事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する要因を除去すること及びむ者の間の適正な競争関係を阻害する要因を除去すること及びこと。
- 改善に関する事務が含まれるものとすること。 三 前号の主たる事務には、次に掲げる事項についての検証及び
- ること。業者の供給能力の確保に関する義務に係る制度の運用に関する、新電気事業法第二条の十二第一項の規定による小売電気事
- と。 する発電量調整供給をいう。)に係る制度の運用に関するこする発電量調整供給(新電気事業法第二条第一項第七号に規定ハ 発電量調整供給(新電気事業法第二条第一項第七号に規定
- 二 託送供給(新電気事業法第二条第一項第六号に規定する託

送供給をいう。)に係る料金の設定に関すること。 「一般送配電事業者(新電気事業法第二条第一項第九号に規 が一般送配電事業者をいう。)がその業務の用に供する目 こと。 「起っる」 「起っる」 「思うの使用者に係る情報の提供の実施状況に関する こと。 「お電気事業法第二条第一項第九号に規 がその業務の用に供する目 がその業務の用に供する目 がその業務の用に供する目 規定する卸電力取引市場(新電気事業法第二条第一項第九号に規

対する特例の公平かつ適切な適用に関すること。